

## 公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成 28 年 3 月 31 日付け 27 契検第 160 号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和 3 年 2 月 17 日

長野県企画振興部先端技術活用推進課長

### 1 業務の概要

#### (1) 業務名

D X 戦略の推進のための執務環境整備業務委託

#### (2) 業務の目的

令和 3 年度に設置される D X 推進課及びデジタルインフラ整備室において、業務効率化を推進するとともに、長野県 D X 戦略の関係課室、市町村及び民間企業等との円滑な協働を促進するための職場環境を整備します。

### 2 業務内容

#### (1) 実施内容

全庁的な D X 推進体制を強化するため、I C T を活用した業務改善等に関する業務を総務部から企画振興部に移管し、情報システム整備と「しごと改革」を一体的に推進する「D X 推進課」を設置するとともに、「デジタルインフラ整備室」を設置し、各部局が所管している大規模な情報システムの調達業務を企画振興部に集約します。また、民間活力導入のため、「長野県 D X 戦略推進パートナー連携協定」締結企業から有為な人材を派遣いただくとともに、長野県市町村自治振興組合の電子自治体推進部門を県庁内に置き、県、市町村、民間企業による連携体制を強化してまいります。

本業務委託では、これに沿った執務環境の整備を実施します。

#### (2) 仕様

別添 1 仕様書（案）のとおり。

なお、仕様書（案）の委託業務内容は、打合せの中で変更する可能性があります。

#### (3) 企画提案を求める具体的項目

前記 2 (1) に沿って、他の地方公共団体や民間企業における執務環境の最新動向を踏まえ、専門的視点に立った次の企画提案を求めます。

##### ア プロジェクト管理

- ・取組方針、業務実施体制、実効性（スケジュール等）の提案
- ・(5) に示す履行期間中に完了するものであること。

##### イ 実施内容

- ・レイアウト設計、物品計画、物品調達・搬入及び設置、不用品の引取り、その他の提案
- ・(2) に示す仕様を満たすものであること。

##### ウ 業務に要する経費及びその内訳

- ・(6) に示す費用の上限額以下であること。

- (4) 業務の実施場所  
長野市大字南長野字幅下 692-2 長野県庁西庁舎 2 階 先端技術活用推進課他 1 か所
- (5) 履行期間  
契約締結日から令和 3 年 3 月 31 日まで
- (6) 費用の上限額  
7,460,000 円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

### 3 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第 8 の企画提案書の提出から第 19 の契約までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項及び財務規則第 120 条第 1 項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 25 日付け 22 管第 285 号）に基づく入札参加停止の措置を受けている期間中の者ではないこと。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 18 日付け 22 建政技第号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 法人にあつては県税、消費税及び地方消費税、個人にあつては県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・県民税）を滞納していないこと。
- (6) 長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。）に係る一般競争入札又は指名競争入札参加する者の資格（平成 30 年長野県告示第 588 号）の「その他の契約」の等級が A 又は B に格付けされている者であること。
- (7) 平成 30 年 4 月 1 日以降に、同種又は類似の実績を有すること。

### 4 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出してください。(3)アに記載の提出期限までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

- (1) 参加申込書の作成様式
  - ア 参加申込書 様式第 1 号
  - イ 参加要件具備説明書類総括書 様式第 1 号の附表
  - ウ 誓約書 様式第 1 号附表添付書類

- (2) 担当課・問合せ先

〒380-8570 長野県長野市南長野幅下 692-2 長野県企画振興部先端技術活用推進課  
担 当 石田 智  
電話番号 026-235-7146（直通）  
ファクシミリ 026-235-0517

電子メール sentan@pref.nagano.lg.jp

(3) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

ア 提出期限

令和3年2月24日（水）午後5時まで

イ 提出先

4(2)に同じ。

ウ 提出方法

郵送又は持参とします。ただし、郵送の場合は、提出期限までに先端技術活用推進課に到達したものに限り、到達したことを電話で4(2)の担当者に確認してください。

(4) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

(5) 非該当理由に関する事項

ア 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由（非該当理由）を令和3年2月26日（金）までに、応募資格要件非該当通知書（様式第3号）により先端技術活用推進課長から通知します。

イ 上記アの通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（休日を含む。ただし、10日目が休日の場合は、休日明け）以内に、書面（様式自由）により先端技術活用推進課長に対して非該当理由について説明を求められます。

ウ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（休日を含む。ただし、10日目が休日の場合は、休日明け）以内に電子メールの方法により回答します。

エ 非該当理由の説明請求の受付

(ア) 受付場所

4(2)に同じ。

(イ) 受付時間

上記イの期間中、午前9時から午後5時まで

(6) その他の留意事項

ア 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は、行わないこと。

イ 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

5 説明会

説明会は、開催しません。

6 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

(1) 受付場所

4(2)に同じ。

(2) 受付期間

公告日から令和3年2月26日（金）午後3時まで（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(3) 受付方法

業務等質問書（様式第4号）を電子メールにより先端技術活用推進課まで提出するものとします。

なお、提出した場合は、電話により到達確認をしてください。

(4) 回答方法

企画提案項目に係る質問、企画提案書に係る事務手続等一般的な質問については、令和3年3月1日(月)までに業務等質問回答書(様式第5号)により、長野県公式ホームページで公表します。

7 企画提案書の作成・提出

(1) 企画提案書の作成様式

企画提案書(様式第6号)によります。

(2) 企画書の作成様式

企画書(様式第6号の附表)によります。

(3) 企画書記載上の留意事項

ア 様式第6号の附表の「4 費用」記載欄は、経費の合計額は1(6)に示す費用の上限額以内となるように記載してください。

イ 当該業務の一部を再委託する場合は、様式第6号の附表の「その他」記載欄に再委託の予定又は企画協力等の予定を記載してください。ただし、業務の全部を第三者に再委託することはできません。

(4) 企画提案書に関する質問の受付場所、受付時間、提出方法及びその回答方法

ア 受付場所

4(2)に同じ。

イ 受付時間

午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日及び休日は除く。)

ウ 提出方法

業務等質問書(様式第4号)を電子メールにより提出してください。

エ 回答方法

企画提案内容に係る質問は非公開とし、質問者に対してのみ電子メールにより回答します。

(5) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

ア 提出期限

令和3年3月4日(木)午後5時

イ 提出先

4(2)に同じ。

ウ 提出部数

6部(原本1部、副本5部)

エ 提出方法

郵送又は持参してください。ただし、提出期限までに先端技術活用推進課に到達したものに限り、郵送した場合は、到達したことを電話で4(2)の担当者に確認してください。

(6) 企画提案の選定基準

企画提案の選定基準は、次表のとおりです。

評価項目	評価事項	配点
1 プロジェクト管理	・提案された内容は、目的の達成につながるものか。	10

	・本業務を円滑に遂行できる体制が整っているか。	5
	・スケジュールは、実効性を有したものであるか。 ・過去に本事業と同種・同規模の優れた実績を有しているか。	5
2 実施内容	・レイアウト設計は、仕様書に掲げるコンセプトに沿ったものであるか。	20
	・レイアウト設計のアウトプットイメージが具体的なものであるか。	10
	・什器等の物品は、仕様書に掲げるコンセプトに沿ったものであるか。	20
	・物品の搬入・設置方法は、仕様書に掲げる内容に沿ったものであるか。	10
	・不要物品の処理方法は、中古市場への売却、資源化等環境への配慮がなされ、かつ適正な費用であるか。	5
	・上記以外に、本業務の成果を一層高めるものがあるか。	5
3 費用	・業務の実施に必要な経費が適切に見積もられ、企画の内容、効果等からみて適切な範囲内であるか。	10
合 計		100

(7) 企画提案の選定方法

企画提案の選定に当たっては、企画提案審査委員会を設置し、提出された企画提案書を(6)企画提案の選定基準に基づき書面審査を行い、その合計点が最高点となった者を選定します。ただし、審査の結果、最高点となった者の評価点が100点満点中60点未満の場合は、選定しません。

(8) 選定者及び非選定者への通知並びに選定結果の公表

- ア 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書(様式第9号)により先端技術活用推進課長から通知します。
- イ 上記ア以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由(以下「非選定理由」という。)を見積業者非選定通知書(様式第10号)により先端技術活用推進課長から通知します。
- ウ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書(様式第11号)及び企画提案審査委員会評価書(様式第7号)を長野県公式ホームページに掲載します。

(9) 非選定理由に関する事項

- ア (8)イの見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日(休日を含みます。ただし、10日目が休日の場合は休日明け)以内に、書面(様式自由)により先端技術活用推進課長に対して非選定理由について説明を求められます。
- イ 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内(休日を含む。ただし、10日目が休日の場合は、休日明け)に書面により回答します。
- ウ 非選定理由の説明請求の受付

(ア) 受付場所

4(2)に同じ。

(イ) 受付時間

上記(ア)の期間中、午前9時から午後5時まで(ただし、土曜日、日曜日及び休日は除く。)

(10) その他の留意事項

- ア 提案書は、複数提出することはできません。
- イ 提出された企画提案書の内容は、変更することはできません。
- ウ 提出された企画提案書は、返却しません。
- エ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- オ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。
- カ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

8 契約書案

別添2 契約書（案）のとおり。

9 見積書の提出

- (1) 見積書の提出依頼を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日（休日を含む。ただし、3日目が休日の場合は、休日明け）以内に、見積書（要領様式第12号）により先端技術活用推進課長に対して提出するものとします。
- (2) 見積書には、内訳書を添付するものとします。
- (3) 見積書が、(1)の期限までに到達しないときは、当該見積りは無効とします。
- (4) 見積書の提出依頼を受けた者は、当該見積りを辞退しようとするときは、理由を示した辞退届（様式任意）を提出してください。
- (5) 見積りを辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

10 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載します。

11 その他

- (1) 契約書作成の要否  
必要
- (2) 関連情報を入手するための窓口  
4 (2)に同じ。
- (3) その他  
必要に応じて参加申込みに関する照会を行う場合があります。